

園芸設備電気料金緊急補填事業 募集案内

宮城県では、高騰した電気料金が園芸生産用の電気設備を用いる生産者の経営に及ぼす影響を軽減するため、令和3年度と比較して高騰した電気料金の一部を支援します。

補助金の交付に係る申請手順については、園芸施設電気料金緊急補填事業費補助金交付要綱に定めるほか、この募集案内に記載のとおりとします。

なお、申請に当たって必要となる様式等は、下記のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/engei/electricitybillsupport.html>

1 事業目的

園芸生産用の電気設備を用いる生産者に、令和3年度と比較して高騰した電気料金の一部を補填することで、電気料金の高騰が農業経営に与える影響を軽減する。

2 事業実施主体

次の（１）から（３）までのいずれかに該当し、（４）及び（５）を満たす者

（１）農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合

（２）取組主体の要件を満たす農業法人

（３）その他営農集団（３戸以上の取組主体の要件を満たす生産者の組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約の定めがあるものに限る。）

（４）暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

（５）県税に未納がないこと。

3 取組主体

次の（１）から（３）までを全て満たす者

（１）県内における園芸作物の栽培面積が概ね10a以上であり、その園芸作物を販売する者。

（２）暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

（３）県税に未納がないこと。

4 補助対象経費

取組主体の園芸生産用の電気設備稼働に係る令和6年4月から令和7年3月までと、令和3年4月から令和4年3月までの電気料金総額を比較して、高騰により増加した電気料金。

補助対象経費＝（令和6年4月から令和7年3月までの電気料金）－（令和3年4月から令和4年3月までの電気料金）

※令和7年1月から3月までの電気料金は、令和6年1月から3月までの電気料金をもって算出。

5 補助金額の算出方法

補助率は2分の1以内とする。

算定方法は以下のとおりとし、千円未満は切り捨てる。

補助金額＝補助対象経費×1／2

※補助下限額は1戸あたり20,000円。

※補助金額算出にあたっては、必ず別記様式第2号 別紙1「電気料金按分計算シート」をご活用ください。

6 申請書受付期間

令和7年1月8日（水）から令和7年2月14日（金）まで

7 申請方法

(1) 事業実施主体

取組主体から（２）に記載する資料を取りまとめ、以下の書類を郵送又は電子メール（ただし、宮城県税の納税証明書は原本の郵送のみ）にて宮城県農政部園芸推進課先進的園芸推進班あて提出願います。

- ・補助金交付申請書（別記様式第 1 号）
 - ・園芸設備の電気利用状況報告書（別記様式第 2 号）
 - ・電気料金按分計算シート（別記様式第 2 号 別紙 1）
 - ・電気使用実績証拠書類（請求書の写し等の電気料金が確認できる書類）
 - ・出荷実績が分かる書類（対象期間に園芸作物を出荷したことが確認できる伝票等）
 - ・主要な電気設備の写真
 - ・暴力団排除に関する誓約書（別記様式第 3 号）
 - ・宮城県税の納税証明書（申請日の 3 か月以内に発行された原本）
 - ・事業実施主体が農業法人以外の場合は、事務経費証拠書類（領収書の写し等）
 - ・振込先の証明書類（通帳の表紙・裏表紙など、口座部分が記載されているもの）
- ※ ：取組主体から取りまとめる資料

(2) 取組主体 (個人生産者等)

以下の書類を事業実施主体（JA 等）に提出願います。

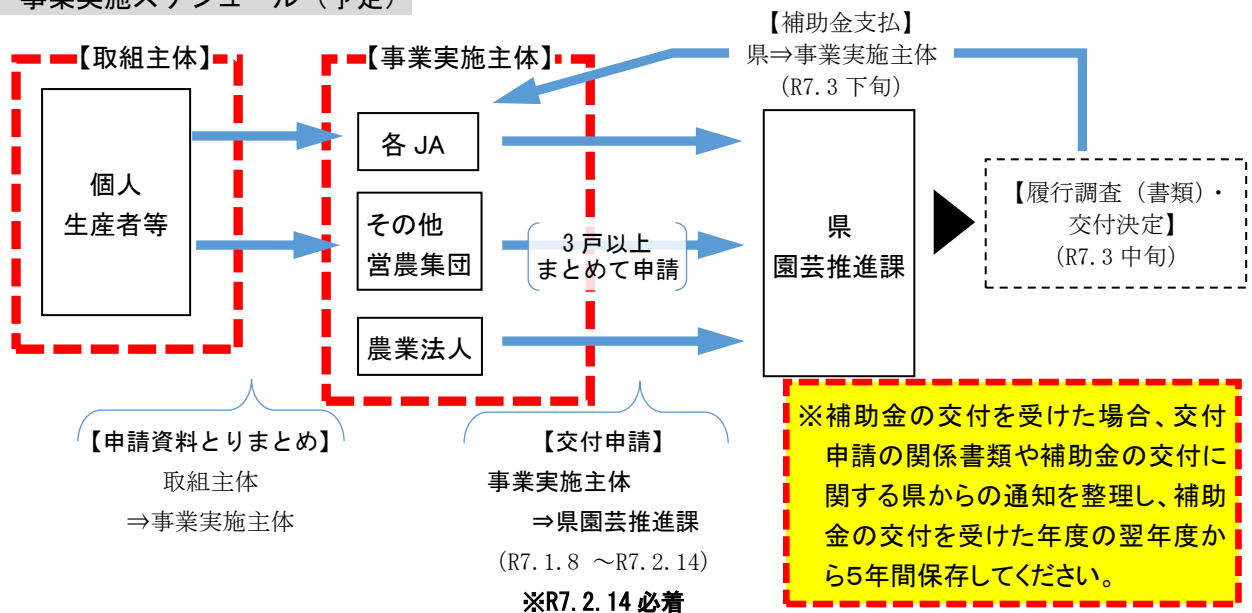
- ・電気料金按分計算シート（別記様式第2号 別紙1）
- ・電気使用実績証拠書類（請求書の写し等の電気料金が確認できる書類）
- ・出荷実績が分かる書類（対象期間に園芸作物を出荷したことが確認できる伝票等）
- ・主要な電気設備の写真

なお、電子メールで交付申請書（別記様式第 1 号）を提出する場合、押印は不要ですが、郵送にて書類を提出する場合は、交付申請書（別記様式第 1 号）及び暴力団排除に関する誓約書（別記様式第 3 号）の申請者名の欄に押印が必要です。

8 審査結果の通知

全ての申請内容を確認した後に補助金の交付を一括で決定するため、申請書の提出時期に関わらず、県から申請者への審査結果の通知は3月中旬頃となります。

9 事業実施スケジュール（予定）



10 問い合わせ先

宮城県農政部園芸推進課 先進的園芸推進班

TEL:022-211-2723 FAX:022-211-2849 E-mail:engei-senshin@pref.miyagi.lg.jp

又は

事業実施主体の所在地を所管する県地方振興事務所（地域事務所）農業振興部

- ・大河原地方振興事務所農業振興部農業振興班

TEL:0224-53-3289 E-mail:oknsbns@pref.miyagi.lg.jp

- ・仙台地方振興事務所農業振興部農業振興班

TEL:022-275-9250 E-mail:sdss-si@pref.miyagi.lg.jp

- ・北部地方振興事務所農業振興部農業振興班

TEL:0229-91-0717 E-mail:nh-nsbns@pref.miyagi.lg.jp

- ・北部地方振興事務所栗原地域事務所農業振興部地域調整班

TEL:0228-22-2268 E-mail:nh-khnr-tt@pref.miyagi.lg.jp

- ・東部地方振興事務所農業振興部農業振興班

TEL:0225-95-7809 E-mail:et-ss-ns@pref.miyagi.lg.jp

- ・東部地方振興事務所登米地域事務所農業振興部地域調整班

TEL:0220-22-3535 E-mail:et-tmnsbtt@pref.miyagi.lg.jp

- ・気仙沼地方振興事務所農業振興部農業振興班

TEL:0226-24-2534 E-mail:ksbns@pref.miyagi.lg.jp

11 書類提出先

		提出先	書類提出期限
①	取組主体（個人生産者等）	事業実施主体（JA等）	（各事業実施主体が定める期日）
②	事業実施主体（JA、法人等）	宮城県農政部園芸推進課	令和7年2月14日（金）必着

宮城県農政部園芸推進課 先進的園芸推進班

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1

TEL:022-211-2723 FAX:022-211-2849

E-mail:engei-senshin@pref.miyagi.lg.jp